

令和7年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和7年9月11日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年9月11日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第38号 | 財産の取得について |
| 日程第2 | 議案第39号 | 川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例について |
| 日程第3 | 議案第40号 | 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第4 | 議案第41号 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第5 | 議案第42号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第43号 | 川南町使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第44号 | 川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第45号 | 川南町水道事業給水条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第46号 | 令和7年度川南町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第48号 | 令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第49号 | 令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第50号 | 令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第51号 | 令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第52号 | 令和7年度川南町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 認定第 1号 | 令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 2号 | 令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 3号 | 令和6年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 4号 | 令和6年度川南町下水道事業会計決算認定について |

出席議員(13名)

1番 小 嶋 貴 子 議員	2番 今 井 孝 一 議員
3番 中 瀬 修 議員	4番 金 丸 和 史 議員
5番 河 野 浩 一 議員	6番 北 原 輝 隆 議員
7番 江 藤 宗 武 議員	8番 岸 本 茂 樹 議員
9番 永 友 美 智 子 議員	10番 河 野 禎 明 議員
11番 蓑 原 敏 朗 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 中 村 昭 人 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	小 牟 禮 洋 秋 君
教育長	平 野 博 康 君	会計管理者・ 会計課長	石 井 美 貴 君
総務課長	米 田 政 彦 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	小 嶋 哲 也 君
町民健康課長	押 川 明 雄 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
統括主監 兼環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	今 井 孝 洋 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○町長（宮崎 吉敏君） 台風被害報告をいたしたいと思います。台風15号における被害状況、令和7年9月10日現在について御報告申し上げます。

9月10日現在において人的被害の報告は入っていません。物的被害におきましては、農地関係において農地のり面崩壊が2カ所、農道路肩崩壊が1カ所、隣接農地からの水や土砂の流入、水路の越流による被害等大小合わせて二十数件が報告されております。

また、建設関係において路肩崩れ1件、町道土砂崩れ等50カ所、倒木が4カ所発生しております。災害箇所等については関係各所と連携を図りながら、一日でも早い復旧に向けて取り組んでまいります。

以上、第2報として御報告させていただきます。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 日程第1「議案第38号財産の取得について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2「議案第39号川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子議員） 議案第39号再生エネルギーの適切でない事例が多いとのことですが、この適切でない事例は職員が回って確認したものか、また、近隣の方が苦情を町に出されたものか、町内に太陽光発電が幾つあって幾つ適切でない業者がいるのかお聞きしたいと思います。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

この事案につきましては、職員が事前に全ての太陽光発電が設置してあるところを回りまして、適切でない事例が半数以上を超えているという適切でないという表現が、草刈り等が

できていないところが多数見られたというところで、事前に確認を行いまして適正な指導ができるように今回の条例の制定を提案しているものでございます。

また、幾つかという数ですが数値的には、ただいま把握しておりませんが、町内の事業者全てについて確認と写真撮影等を行っているところです。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗議員） 議案第39号についてちょっとお尋ねいたします。

町長の提案理由では、パネルの処理と再資源化を義務づけるということで提案されているわけです。通常この太陽光パネル、管理状況にもよるでしょうけど、20年から30年耐用年数言われているわけですけど、私もこの後どうなるんだろうなというのは常々思っていたところで、何ですかね、時宜を得た提案だと思うんですけど、これ読んでみまして処理等については、かなり込み入って入っているんですけど、再資源化についてはちょっと私、そのような規定をなかなかよう見いだせなかったもので、どこあたりに再資源化の規定されているのかなと思ったものですから、お尋ねいたします。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

確かに再資源化につきましては、現在、確立した技術がまだありませんので、この条例について明記することはちょっと避けたところなんですけども、後々は再資源化を見込めるところも考えておりまして、その際には国が法定で再資源を求めるときには、条例改正が必要かなというふうな考えは持っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗議員） 私も再資源化できれば本当ベストだと思うんですね。今おっしゃった趣旨は、この条例ではそのようなことは規定していないけど、将来的に、もしそのようなことが可能になったり、法制化されれば盛り込むということで、今回はこの中には触れていないという理解でよろしいですか。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、今回は再資源化につきましては、まだ技術が確立しておりませんので、国が定めると同時に本町でもそういうことを求めていきたいというふうに考えております。

今回、提案した趣旨に関しましては、そういうあと5年後から10年後に太陽光パネルの処理が問題になってくるということから、今の時点から事業者のほうに意識づけを図っていきたいというふうに考えておりまして、提案したところです。

以上です。

○議員（荻原 敏朗議員） PL法と違って製造者責任は明確になっているところですけど、気になるのは太陽光パネルというのはほとんど海外の生産だというふうに聞いているんですよね。その辺の動向等も注意されて、ぜひ私も提案理由にもあるように、適切な廃棄ととも

に再資源化ができたらいいなというのは本当おっしゃるように思いますので、ぜひその辺の国なりいろんな動向を注視して進めていただきたいと思います。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 議案第39号の件に関して質疑させていただきますが、この件は文教産業常任委員会のほうに付託される案件かなとも思いますので、そちらのほうでもまた詳細については質疑させていただきたいと思います。

1点だけ、この条例に基づいて町長の立入りの調査権とか勧告される、それから、事業者情報の公表そういうものが14条から16条のほうに記載されております。これが適切な町長としてのいわゆる町行政の指導というか、そういう枠を超えるものなのか超えられないものなのかというところ、適正なものなのかというのをまず確認したいなと思います。で、行政運用上の課題とか体制整備等がしっかり確立されていくには、どのようにしていけばいいのかということを考えているのかをお願いいたします。

以上です。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

適正に指示をする根拠となるためにこの条例制定を提案しているところでございます。先ほども御質疑のあったお答えのように、今の時期から事業者に適正に意識づけといいますか、「川南町では太陽光の処分をきちんとしてほしいですよ」というのを事業者に分かっていただきたいという趣旨で、今回、指導とか勧告とか文言が入っていますけども、関わりを持っていきたいというところの認識で条例を制定しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3「議案第40号地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第41号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 議案第41号について質疑をさせていただきます。

今回の条例改正は国の法改正に伴う整理、町職員の働き方や子育て、介護支援等にどのように具体的な効果を発揮し、期待されているのかをお尋ねします。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質疑にお答えします。

子育てや介護、通院などの予定に合わせやすくなったり、短時間でも必要に応じて休めることで、職員の満足度や定着率が上がったりするなど、職員のワーク・ライフ・バランスが向上することを期待しております。

また、丸1日休むよりも短時間で調整して業務を続けられるため、欠勤による業務停滞を防げるなど生産性が維持・向上することを期待しています。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 今の答弁の中で出た、いわゆる短時間での休業というところが、これが30分単位とか1時間単位というところまで緩和されるという解釈でよろしかったでしょうか。それと、実際に職場運営の影響とか、特に少人数である場所、課で対応をどのように確保していくのかというのが、お答えできるのであればお願いいたします。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質疑にお答えします。

確かに少人数の職場にとっては、職場への影響が大きくなると思われます。ですが、外部リソースの活用と業務の標準化、柔軟な働き方の導入を組み合わせたり、代替職員を確保したりするなどといった対応が必要になると思われます。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 先ほども申しましたように、職場環境の改善というか、とても働きやすい状況をつくっていく、ワーク・ライフ・バランスをとっていくというところではすごく共感できるかなというところ。これが例えば、任用職員と正職員との取扱いとかに差があったりとか、制度の公平性というのは担保されているのかというところまでお尋ねします。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質疑にお答えします。

正規職員とそうでないもの、いわゆる非常勤職員とか会計年度任用職員も含めてですが、給与減額の取扱いに差はございません。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第42号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 議案第42号についてお尋ねします。先日の一般質問でもこの件に関して質問させていただきましたが、少しまた同じことを重複するかもしれませんが、答弁できる部分はお願いしたいと思います。

まず、統括主監というポストが職制規則に定められていなかったというところで、これを内示に出した。これが職員に対していろんな情報の伝達がちょっと遅れているというような感じの質問もさせてもらいましたが、そこは、今後気をつけていくという回答もいただいたかと思います。後々に法的、労務的なトラブルにならないようにしたいというところで、今後気をつけていただかなくちゃいけない案件かなと思いますが、再度、内部統制とか労務管理上の必要性というところに心配はなかったのかというところ。例えば給与体系ですね、今回、改正されます6級のところに統括主監というところの文言が入ってきておりますが、その整合性、それから人事評価とか職務文掌の明確化等でルールに基づく設置、内示、任命が必要ではないかと考えられますがいかがでしょうか。

○副町長（小牟禮 洋秋君） お答えします。

今の御質問につきましては、統括主監の職務給及びそれから職務の内容が条例での位置づけが先ではないかというところだと思いますけれども、その点についてお答えしたいと思います。

今回、統括主監の職務給及び職務内容、これを規則で定めたことにつきましては、川南町一般職の職員の給与に関する条例第23条に定めております委任規定、こちらのほうに、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるという条文がございまして、これを根拠として規則で定めたところであります。

またこれが、条例の委任の範囲内かどうかというところも御質問のポイントかと思いますが、今回の暫定運用につきましては統括主監の職務及び職務の内容、これを川南町一般職の職員の給与に関する条例第3条で定める別表第2の等級別基準職務表で定めていない職務給及び職務の内容とするような取扱いではなくて、既に規定しております困難な業務を行う課長とみなす取扱いでありますことから、条例の委任の範囲内というふうに考えております。

また、人事評価などの事務文掌につきましては御指摘のとおり、今後整理していかなければならない点だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議員（中瀬 修議員） 最初の質問に関して大体の理解をしているつもりです。一般質問のときと併せて。環境課長との兼務ということについて、やはりそれぞれの課長はそれなりに忙しさ、いろんな町の問題、そういう課題を解決しようと奔走しているところで、今回、環境課長というところで兼務ということ任命されたと思うんですけど、環境課は令和4年12月に川南町課設置条例の一部改正で上程されて翌年の5年の4月1日から新設されておる。そういう課で、ゼロカーボンシティを目指し、長期的に併せて川南町の環境対策をもっと深く研究していくという、いろいろな前回の議会の中での議事録の中では書いてあることを確認しております。そのような重要なミッションの課の課長というところにスポットを当てたという背景があればお知らせ願います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） お答えします。

環境課長と兼務になった理由だとか背景の御質問だったと思いますけども、今回、分野横断的施策の構築体制の準備業務、これを統括主監に行っていただくんですけども、この業務に必要な知識、または過去のキャリア等を有していることを主な要件として人選した結果、環境課長の職にあるものが適任であると判断したところでございます。

また、年度途中ということもありましたので職員負担の軽減も考慮しまして、必要最低限の人事異動としたことも環境課長との兼務となった理由の一つであります。

以上であります。

○議員（中瀬 修議員） 説明ありがとうございました。

兼務ということであれば、今後それをずっと継続して翌年度以降もいくのか、新たな兼務を解いて新たな新設される課ができてくるのか、そういうところではこれからの町長をはじめとしたいろいろな建設的な話というところにはなっていくかと思うんですけど、様々な面でやっぱり予算というところがついて回るかと思います。そういう部分に関して今後の予測、そういうものもあればお知らせ願います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 統括主監に担っていただくこの分野横断的施策、これにつきましてはこれからの作業ということで具体的なところはまだ発言できる内容はございませんけども、今、おっしゃったように組織体制の点も含めて検討することを予想しておりますので、今後組織だとか予算、もしくはまた組織体制を整えた上での人事、そういったところにまで影響が及ぶものだというふうに考えております。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第43号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7「議案第44号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 議案第44号についてお尋ねします。

この新たに重度障害者医療費助成に関する部分で、本議案が精神障害者保険福祉手帳1級、そういう重度障害の手帳を持つ、所有する方に対して新たに助成対象となる人数がどのくらい、どの程度いらっしゃるのか、見込まれるのかというところをお知らせ願います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

現在、この1級の手帳をお持ちの方が町内に4名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第45号川南町水道事業給水条例等の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第9「議案第46号令和7年度川南町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗議員） 議案第46号についてお尋ねいたします。

まずページで言えば33ページですかね、6款1項6目畜産業費国内肥料資源利用拡大事業補助金について、もうちょっと詳しく御説明いただけませんか。

もう1点、41ページ通山小関連の防水設計についてですけど、当初予算に計上されていたけど途中で今回削減されて、来年以降に一括でやられるということですけど、事前に想定はできなかったのか。また、今年度の防水、雨漏れ対策は大丈夫なんだろうということをお尋ねいたします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

33ページにございます国内肥料資源利用拡大対策事業でございますが、「有限会社ファーマー宮崎」がこの事業を活用し、老朽化により機能が低下している家畜排泄物処理施設の整備を実施するものです。

本事業では処理の安定化や作業の省力化を図るとともに、施設の自動化や高機能化を行い、より高度な畜産環境対策を実現します。さらに余剰汚泥や堆肥は耕種農家と連携して活用し、持続可能な地域内資源の循環利用を目指すものでございます。

ファーマー宮崎さんの概要ですが、母豚が165頭の一貫経営でございます。この処理施設ができますと排水処理量が1日当たり28立米ということになります。

総事業費でございますが、4156万9500円、補助金はそこに書かれているとおりでございます。自己資金が2594万7500円とするものでございます。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

通山小学校管理棟屋根防水工事の件ですが、まず管理棟と設計を行う教室棟が一体の建物となっております。この管理棟の屋根防水ですけど、昨年度雨漏りはするということが判明いたしまして応急工事をやっております。こちらのほうは本当に応急的な工事だったのですが、幸い効果が出て、雨漏りは止まっている状況となっております。まず先行してということで、管理棟だけ屋根防水工事を計画しておったんですけど、応急工事のほうがうまくいっている関係で、もう一体の建物でありますので、今回、設計をやって、来年度全部一体として防水の工事をやっていこうということで考えております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗議員） 国内肥料に関連しては古くなったのでやり替えるという理解でよろしいですかね。

その通山小の関係ですけど、予算提案のときは分かっていなかったということなんじゃないかな。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

当初予算のときにそれがということですね。その時期が補修をして補修の効果がはっきり分かるかというところまでちょっと見込んでいなかったものですから、もうこれは本設でやらないと、言わば今は雨漏りがするであろうということを塞いでいるような状況になっています。で、もう本来的でいうと剥ぎ取って屋根をふき替えないといけないような状況だったので、そのときちょっと見込めないの、こちらを先行してということで予算を計上させていただいておりました。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第10「議案第47号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第48号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12「議案第49号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13「議案第50号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14「議案第51号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は文教産業常任

委員会に付託します。

日程第15「議案第52号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第16「認定第1号令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗議員） 一般会計決算認定についてですけど、監査委員意見書の中で読ませていただくと、例年、不用額についてはほとんどないと、去年は3件です、ない年もあるようです。今年は24件ですかね、例年と比べると多いような結果になっていると思うんですけど、なぜこういうことになったんでしょうか。

○財政課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、令和5年度は3件が不用額調べに載っていたと、令和6年度については24件が対象になっているということで、件数にしてかなり増えているというようなことでございます。

今回、理由といたしましては3月末に専決補正予算を例年行っておりますが、その入力締切日を例年より早めた経緯がございます。そういったことも今回相まって、歳出予算の執行残額の減額補正が一部行われなかったことと、そもそも例年の5年度の件数3件ということで少ないというようなことかなというふうには思っております。

一応内容としては、こちらについては予算計上自体が過大な予算計上をしていたというものではなくて、効率的な予算執行により支出額を抑えた結果ではないかとも言えますので、こちらについては御容赦いただけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗議員） 予算項目については、下手すると言うと言い方おかしいですね、ものによっては3月31日に執行するような予算もあると思うんですね。そういう意味ではそういうことは理解しますが、補正の機会というのは年に4回あるわけです。適宜その場合、不用となると思われれば減額補正して、その他の事業で予算を求めている事業もあるかと思うんです。予算総額が足りないということで我慢をさせていただいている部署もあるか

と思うんです。そのような適正な補正をされて有効活用・効率的な活用を望んでおきたいと思うんですけど。

○財政課長（川崎 紀朗君） ただいまの御指摘につきまして、今後は確かに不用な額、用いない額というのは補正予算で落とすのが適正な執行だとは思いますが、こちらのほう確認をより強固にいたしまして対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件については6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

日程第17「認定第2号令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件については5名の委員で構成する特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

日程第18「認定第3号令和6年度川南町水道事業会計決算認定について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別

会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件については5名の委員で構成する特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第19「認定第4号令和6年度川南町下水道事業会計決算認定について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件については5名の委員で構成する特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に徳弘美津子議員、永友美智子議員、小嶋貴子議員、今井孝一議員、中瀬修議員、江藤宗武議員、特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会委員に、蓑原敏朗議員、河野禎明議員、金丸和史議員、河野浩一議員、岸本茂樹議員。以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選出することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩します。

午前9時52分休憩

.....

午前9時52分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に徳弘美津子議員、同副委員長に永友美智子議員が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に、蓑原敏朗議員、同副委員長に河野禎明議員が、委員会条例第7条第2項の規定により、互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、24日の会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、環境課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○環境課長（甲斐 玲君） 先ほどの御質疑の中で、一部答えられていなかった部分についてお答えしたいと思います。

2カ月ほど前になると思うんですけど職員が調査した結果、施設屋根設置を除いて、地面に設置してある太陽光パネルが254カ所ありまして、そのうち、管理が行き届いていないという判断をしました箇所数が89カ所ありました。その調査の後に、管理がされているところもあると思いますので、現状は正確な数字であるかは分かりませんが、その程度の管理不行届きの箇所があるというふうに御認識いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ここでお諮りいたします。24日の本会議につきましては、午後1時15分開会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、24日の本会議につきましては午後1時15分開会といたします。

本日はこれで散会いたします。皆様お疲れさまでした。

午前9時55分閉会
